

所有する空家でお困りの方へ

空家のお悩みありませんか？

庭木など
空家の管理を
お願いしたい

売却したい
賃貸したい

誰も住んでいない
実家の片付けを
どうしよう



空家に関するお悩み、お困り事なら
『すまいの相談窓口』へ お気軽にご相談ください。

☎044-244-7590

川崎市川崎区砂子1丁目2番地4
川崎市住宅供給公社内

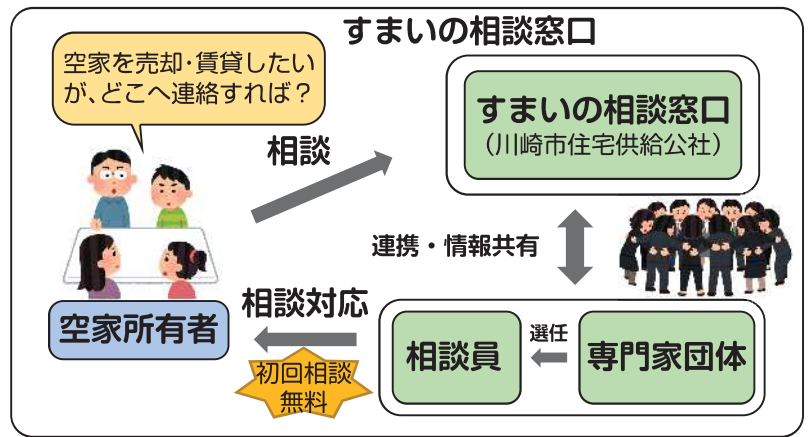
受付可能曜日・時間

月～金曜日(年末年始、
土日、祝日は除く)
午前8時30分～12時
午後1時～5時



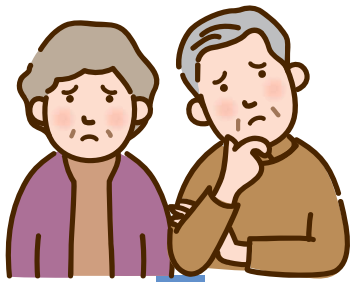
ワンストップで 対応します！

市内にある空家の所有者やその家族等から所有する空家に関する利活用や管理、売却などのお悩み解決を、市と協定を締結した専門家がお手伝いします。



『すまいの相談窓口』ではこんなお悩みを相談できます！

庭木の剪定やポストの確認など、
空家の管理をお願いしたい

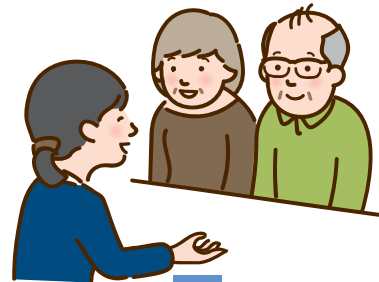


ご希望のサービスを提供する 事業者等の情報提供

- ・ 川崎市シルバー人材センター
- ・ 神奈川県居住支援協議会
空き家相談協力事業者登録制度
の登録事業者



相続のことで相談したい。
相続した家を、賃貸したい・売却したい



空家に関するお悩みが相談できる 専門家団体等を案内 (初回相談無料)

- | | |
|--|--|
| 相続のご相談等
↓
神奈川県弁護士会
神奈川県司法書士会
神奈川県行政書士会 | 賃貸・売却のご相談
↓
神奈川県宅建物
取引業協会
全日本不動産協会
神奈川県本部 |
|--|--|



Q1: どんな人が相談できるの？

A1: 空家の所有者やそのご家族等が対象となります。近隣の空家でお困りの方は、各区役所地域振興課にご相談ください。

Q2: 地域や福祉に使ってもらえるの？

A2: 川崎市空家利活用マッチング制度を使える場合がございます。詳細は住宅整備推進課にお問い合わせください。

Q3: 解体補助金や改修補助金は支給されるの？

A3: 空家の所在地(川崎区及び幸区の一部地域)によっては、解体補助金が支給される場合があります。また、耐震改修については、助成制度があります。詳細は、防災まちづくり推進課にご相談ください。

Q4: 住まいに関するセミナー等はあるの？

A4: 川崎市では「住まいまちづくり講習会」を年に2回開催しています。詳細は住宅整備推進課にお問い合わせください。

・講習会開催案内ホームページ
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000110041.html>